

大崎上島町告示第68号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、令和5年度及び令和6年度において、町が発注する測量・建設コンサルタント（公共工事の前払保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第19条第3号に規定する建設コンサルタントをいう。以下同じ。）等業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及びその資格審査の申請手続等について次のように定める。

令和4年10月17日

大崎上島町長 高田 幸典

1 入札参加資格

別表左欄に掲げる業務分野ごとに、同表右欄の業務部門について、次に掲げる事項を総合的に審査する。

- (1) 年間平均実績高
- (2) 自己資本額
- (3) 有資格者数
- (4) 営業年数

2 入札参加資格の審査に係る申請手続

- (1) 申請を行うことができない者

次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格の審査に係る申請を行うことができない。

ア 測量分野に属する部門、建築一般部門又は不動産鑑定部門に係る入札参加資格の審査に係る申請にあつては、それぞれ測量法（昭和24年法律第188号）第55条、建築士法（昭和2

5年法律第202号)第23条又は不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)第22条の規定による登録を受けていない者

イ 入札参加資格の審査に係る申請を行うときに、消費税、地方消費税、法人税、所得税、県税等の滞納がある者

ウ 経営事項審査の申請又は入札参加の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかった者。ただし、過去に虚偽の申請を行い、既にそれを理由とした法に基づく処分又は大崎上島町の入札参加資格の取消しをされた者で、資格審査の申請日において当該処分等の日から24月を経過している者を除く。

(2) 申請手続

入札参加資格の審査を受けようとする者は、原則、電子申請(大崎上島町の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と申請を行う者の使用に係る電子計算機とを電機通信回線で接続した電子情報処理組織(以下「電子申請システム」という。)を使用して申請を行うことをいう。以下同じ。)を行うものとする。ただし、やむを得ない場合においては、窓口における申請をできるものとする。

ア 電子申請

(ア) 申請方法

電子申請システムで定める様式によって作成した電磁的記録を大崎上島町の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させることにより申請を行うものとする。なお、別記の添付書類で必要なものについては、別に総務課に持参又は郵送により提出するものとする。

(イ) 申請期間

令和4年11月1日(火)から令和4年11月18日(金)までに電磁的記録を大崎上島町の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させ、かつ、令和4年11月2

5日（金）までに別に提出すべき添付書類を持参、郵便又は信書便により総務課に到達させなければならない。

なお、提出すべき書類が期日までに総務課へ到達しない場合は、申請全体を無効とする。

（ウ）追加申請期間

別に告示する。ただし、一般競争入札等に係る追加の入札参加資格の申請については、町長が必要と認めるときは随時行うことができるものとする。

イ 窓口における申請

（ア）申請方法

指名競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けようとする者は、指名競争参加資格審査申請書（様式第1号）に別記に掲げる書類を添付して申請を行うものとする（A4サイズフラットファイル綴じとする。）。

（イ）申請期間

令和4年11月1日（火）から令和4年11月25日（金）まで（閉庁日を除く。）とする。

なお、提出すべき書類が期日までに総務課へ到達しない場合は、申請全体を無効とする。

（ウ）追加申請期間及び受付時間

別に告示する。ただし、一般競争入札等に係る追加の入札参加資格の申請については、町長が必要と認めるときは、随時行うことができるものとする。

3 受付票の交付

上記2(2)に定めるところにより申請書を提出した者に対しては、受付票を交付することとし、送料は申請者の負担とする。

4 入札参加資格認定の通知

入札参加資格を認定したときは、これを申請者に通知する。

5 入札参加資格の認定後、入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告

を行わなかったことが判明した場合等は、入札参加資格の取消しを行う。

入札参加資格の取消しを受けた者は、令和5年度及び令和6年度において再び入札参加資格審査の申請をすることができない。また、令和7年度以降についても、その取消しの日から24月を経過する日までは、入札参加資格審査の申請をすること及び入札参加資格の認定を受けることができない。

6 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、その認定の日から令和7年3月31日まで有効とする。ただし、令和7年4月1日以降においても令和7年度の入札参加資格の認定が行われていないときは、令和7年度の入札参加資格が認定される日まで有効とする。

7 その他の事項

この告示で定めのない事項については、必要に応じて町長が定める。

別表

業務分野	業務部門
測量	測量一般
	地図の調整
	航空測量
建築関係建設コンサルタント	建築一般
	意匠
	構造
	暖冷房
	衛生
	電気
	建築積算
	機械設備積算
	電気設備積算
	調査
地質調査	地質調査
補償関係コンサルタント	土地調査
	土地評価
	物件
	機械工作物
	営業・特殊補償
	事業損失
	補償関連
	総合補償
土木関係建設コンサルタント	河川・砂防及び海岸・海洋
	港湾及び空港
	電力土木
	道路
	鉄道
	上水道及び工業用水道

	下水道
	農業土木
	森林土木
	水産土木
	廃棄物
	造園
	都市計画及び地方計画
	地質
	土質及び基礎
	鋼構造及びコンクリート
	トンネル
	施工計画・施工設備及び積算
	建設環境
	機械
	電気電子
その他	不動産鑑定
	登記手続等
	その他

別記

測量・建設コンサルタント業務等指名競争入札参加資格審査申請に係る添付書類一覧

- 1 測量業者登録証明書、建設コンサルタント現況報告書、地質調査業者現況報告書、補償コンサルタント現況報告書、建築士事務所登録証明書、土地家屋調査士登録証明書、計量証明事業者登録証明書、不動産鑑定業者登録証明書及び司法書士登録証明書の写し
- 2 有資格技術職員名簿（様式第2号）
- 3 大崎上島町に納付すべき町税について滞納がないことを証した書面
- 4 国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号その3又はその3の3による納税証明書
- 5 希望業務実績調書（様式第3号）
- 6 法人……直前1年の事業年度についての貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表
個人……直前1年の事業年度についての貸借対照表及び損益計算書
- 7 営業所一覧表（様式第4号）
- 8 使用印鑑届（様式第5号）
- 9 印鑑証明書
- 10 委任状（様式第6号。代表取締役などから支店長などに対する委任事項が記載されたもの）
- 11 返信用封筒（84円切手貼付）
- 12 受付票
- 13 A4サイズフラットファイル

注1 上記7及び10に定める書類については、入札参加資格を申

請する日を基準日として作成すること。

- 2 次に掲げる書類については、入札参加資格の審査に係る申請を行う日の3月前の日以降に発行されたものを添付すること。
 - (1) 上記1に定める書類のうち各証明書
 - (2) 上記4、5及び10に定める書類
- 3 上記6及び8に掲げるものを除き複写機による写しでも差し支えない。
- 4 上記4に定める書類については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことにより、県税及び国税の徴収猶予等を受けている者は、提出は不要とする。ただし、猶予の特定が認められていることが確認できる書類（猶予許可通知書の写し、納税証明書（その1）等）を提出すること。
- 5 上記13については、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 2穴とじ、色指定なしとする。
 - (2) 添付書類を当該ファイルにつづり、提出すること。
 - (3) 背表紙に商号又は名称を記入すること。